

第一種動物取扱業者の遵守基準・遵守事項

遵守基準(環境省令第8条)(★は特に留意が必要な基準)	
販売・貸出	20 ★ ☐ 販売、貸出、展示業者が犬又は猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間において
	21 ☐ 飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること
	22 ☐ 2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外見上明らかなものに限る)を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。
販売	23 ☐ 離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売に供すること。(哺乳類に限る)
	24 ★ ☐ 販売をしようとする動物について、相手方が第一種動物取扱業者である場合には、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に署名などによる確認を行わせること。 ※ロからヌについては必要に応じて説明すれば足りる。 ☐ イ.品種等の名称 ☐ ロ.性成熟時の標準体重、体長その他の体の大きさ ☐ ハ.平均寿命その他の飼養期間に関する情報 ☐ ニ.飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模 ☐ ホ.適切な給餌、給水の方法 ☐ ヘ.適切な運動及び休養の方法 ☐ ト.主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法 ☐ チ.不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に限る) ☐ リ.みだりな繁殖を制限するための措置 ☐ ヌ.遺棄の禁止その他当該動物に関する関係法令の規定による規制の内容 ☐ ル.性別の判定結果 ☐ ヲ.生年月日(輸入等をされた動物であって、生年月日の明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等) ☐ ワ.不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に限る) ☐ カ.繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地) ☐ ヨ.所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る) ☐ タ.当該動物の病歴、ワクチン接種状況等 ☐ レ.当該動物の親及び同腹子に関する遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に限る)(※関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く) ☐ ソ.上記以外に、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
	25 ★ ☐ 法第21条の4の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。

販売	26	☐ 契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。
	27	☐ 23、24 の内容についての契約時の情報提供の実施状況について、様式第11号により記録した台帳を調整し、当該販売に係る顧客を明確にしたうえでこれを5年間保管すること。（※犬猫等販売業者が犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合はこの限りではない）
	28 ★	☐ 動物の仕入れ、販売等の取引を行うに当たっては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ、その相手方が法第26条第1項の許可を受けていることを許可証などにより確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあっては、当該特定動物の取引を行わないこと。
貸出	29 ★	☐ 貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、その動物の特性及び状態に関する情報を提供すること。 ☐ 品種等の名称 ☐ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模 ☐ 適切な給餌、給水の方法 ☐ 適切な運動及び休養の方法 ☐ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法 ☐ 遺棄の禁止その他当該動物に関する関係法令の規定による規制の内容 ☐ 性別の判定結果 ☐ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に限る） ☐ 当該動物のワクチン接種状況 ☐ 上記以外に、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
	30 ★	☐ 29の内容について、貸出しに関する契約時の情報提供の実施状況について、様式第11号により記録した台帳を調整し、当該貸出しに係る顧客を明確にしたうえで、これを5年間保管すること。
競りあっせん	31 ★	☐ 実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により24の契約時の説明が行われていることを確認すること。
	32 ★	☐ 実施した競りにおいて販売された動物について、上記の販売時の説明および顧客による確認に係る文書の写しを、販売業者から受け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にしたうえで、これを5年間保管すること。

遵守事項【細目】(環境省告示第20号)	
飼養施設の管理	33 ☐ 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。
	34 ☐ 一日一回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。
	35 ★ ☐ 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を調整し、これを5年間保管すること。
	36 ★ ☐ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。
	37 ★ ☐ 動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播にくくするための措置を講じること。
	38 ★ ☐ 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器などを備えること。
	39 ☐ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。
	40 ☐ 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。
設備の構造及び規模	41 ☐ ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。また、飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合は、この限りでない。
	42 ☐ ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。
	43 ☐ ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。
	44 ☐ ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りではない。
設備の管理	45 ☐ ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りではない。
	46 ☐ ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。
	47 ☐ ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合はこの限りではない。
	48 ☐ ふん尿に関する動物の衛生管理のため、ケージ等にはふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。
	49 ☐ 保管業者及び訓練業者にあっては、48に掲げるものの他、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。
	50 ☐ 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施錠施設を備えること。

動物の管理	51	☐ 動物の飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。
	52	☐ ケージ等の外で飼育又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあっては、この限りではない。
	53	☐ ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。
	54	☐ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。
	55	☐ 幼齢な犬、猫等の社会科(その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動がとられるようになることをいう。)を必要とする動物についてはその健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。
	56	☐ 保管業者および訓練業者にあっては、飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管することが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。競りあわせ業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。
	57 ★	☐ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境(飼養環境)の管理を行うこと。特に、販売業者が夜間(午後8時から午前8時までの間)に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には明るさの抑制等の飼育環境の管理に配慮すること。
	58	☐ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。
	59	☐ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。
	60 ★	☐ 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。
	61 ★	☐ 販売業者及び展示業者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。
	62	☐ 展示業者及び訓練業者にあっては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。
	63	☐ 貸出業者にあっては、貸出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、貸出し先において、動物に過度の苦痛を与えないよう、利用の時間、環境等が適切に配慮されるようにすること。

動物の管理	64	☐ 一日一回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調整し、これを5年間保管すること。
	65	☐ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。
	66	☐ 動物の鳴き声、臭気動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。
	67	☐ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別等の措置を講じること。
	68	☐ 販売業者、展示業者及び貸出業者にあっては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態、習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態、習性を踏まえて、必要に応じた訓化措置を講じること。
疾病等に係る措置	69	☐ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聞き取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。競りあわせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。
	70	☐ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。
	71	☐ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。
	72	☐ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。
	73	☐ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。
動物の繁殖の方法	74	☐ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢な動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって、繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはこの限りでない。
	75 ★	☐ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。
	76 ★	☐ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあっては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調整し、これを5年間保管すること。
	77	☐ 輸送設備は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。
	78	☐ 輸送中は、常時、動物の状態を目視(監視カメラ等を利用して行うものを含む。)により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りではない。
	79	☐ 輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとする。

動物の輸送の方法	80	☐ 輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとすること。ただし、動物の健康及び安全を守るため特別な事情がある場合は、この限りではない。
	81	☐ 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により清潔を保つこと。
	82	☐ 必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態に適した温度、明るさ、換気、温度等が確保されるようにすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合はこの限りでない。
	83	☐ 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
	84	☐ 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は必要に応じて急速又は運動のための時間を確保すること。
動物との接触・譲渡し	85	☐ 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じること。
	86 ★	☐ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲渡し、若しくは引渡さないようにすること。
	87	☐ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。
その他の動物の管理	88	☐ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。
	89 ★	☐ 第一種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることにかんがみ、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。
	90	☐ 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。
	91	☐ 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は医師による迅速な救急措置が行える体制を整備すること。
広告	92 ★	☐ 動物の飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。
	93 ★	☐ 氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、第一種動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末実並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。
	94 ★	☐ 安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実と反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。

その他基準	95 ★ ☐ 販売業者にあつては、販売に供しているすべての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書(電磁的な記録を含む。)表示すること。 ☐ 品種等の名称 ☐ 性別の判定結果 ☐ 性成熟時等の標準体重、標準体長等の体の大きさに係る情報 ☐ 生年月日(輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等) ☐ 生産地等 ☐ 所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る)
	96 ☐ 動物取扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し、習得させるための措置を講じること。
	97 ★ ☐ 動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況(販売先に係る情報を含む。)について記録した台帳を調整し、これを5年間保管すること。ただし、犬猫等販売業者が犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合はこの限りでない。
	98 ☐ 競りあつせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。